

区役所本庁舎 3・4月は 転入・転出等窓口が混雑 時間に余裕を持って手続きを

引越する方は、住所異動の手続きが必要で、区役所本庁舎で手続きの際は、左表の窓口混雑予想カレンダー(区ホームページ)にも掲載)を参考に、時間に余裕を持ってお越しください。各出張所・豊洲特別出張所でも一部の手続き(介護認定や外国人の方の国外からの転入等)を除き、手続き可能です。なお、引越に伴い、表1の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は区ホームページをご覧ください。

転入・転出等の届出
届出の際には、窓口にお越しになる方の本人確認書類と住所異動する方全員分の通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。届出内容によって期間や必要書類が異なります(表2)。転入・転居は引越後(表2)に届出ができませんのでご注意ください。

外国人の方がいる世帯は、全
した場合に限られます。

代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。即日登録はできません。また、本人による手続きであっても、保険証やキャッシュカード等による本人確認の場合、登録に数日かかります。

区役所本庁舎および豊洲特別出張所、各出張所では、毎週水曜(祝日除く)は午後7時まで窓口の開設時間を一部延長しています。

3月24日(日)に
日曜窓口を開設
毎月第2日曜(平成31年3月6日は第4日曜)の午前9時午後4時に、区役所本庁舎および豊洲特別出張所の一部窓口を開設しています。

3月30日(土)に区役所
本庁舎で臨時窓口を開設
住所の異動手続きや証明書発

事前に確認・問合せを
水曜延長窓口・日曜窓口・臨時窓口では他の区市町村や関係機関に確認が必要な業務等、取り扱えない業務があります。詳細は区ホームページをご覧ください。なお、お問い合わせください。

各担当課
☎(3647)3162
FAX(3647)9206
☎3642-4456
☎3642-8306
☎3531-6316
FAX6228-2837
☎5606-5581
☎3683-3734
☎3637-2451
☎3644-2181
☎3640-5355

区役所住民記録係混雑状況
区民課住民記録係および豊洲特別出張所の待ち人数や呼び出し番号等を携帯電話やパソコン等から確認できます。

窓口混雑予想カレンダー 3月～4月

日	月	火	水	木	金	土		
3	期休日	4	5	6	7	8	9	期休日
10	期休日	11	12	13	14	15	16	期休日
17	期休日	18	19	20	21	22	23	期休日
24	25	26	27	28	29	30	31	期休日
7	期休日	8	9	10	11	12	13	期休日
14	15	16	17	18	19	20	21	期休日
21	期休日	22	23	24	25	26	27	期休日

混雑が予想されます(番号札を引いてからお手続き終了までにおおむね1時間以上)
大変混雑が予想されます(番号札を引いてからお手続き終了までにおおむね2時間以上)

表1 住所異動の届出とともに必要な手続き

手続き内容(窓口番号)	担当課
国民健康保険の届出(2階7番)	医療保険課資格賦課係 ☎3647-3167
後期高齢者医療の資格等に関すること(2階7番)	
国民年金の住所変更(防災センター2階20番)	区民課年金係 ☎3647-1131
要介護認定等に関すること(3階6番)	介護保険課認定係 ☎3647-9496
児童手当・子ども医療助成等の手続き(3階14番)	子育て支援課給付係 ☎3647-4754
小・中・義務教育学校(就学通知等)の手続き(6階2番)	学務課学事係 ☎3647-9174

表2 届出が必要な場合および必要な書類等

区分	届出が必要な場合	届出の期間	届出に必要な書類(一例)
転入届	他の区市町村から江東区に住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	[すべての方]転出証明書(特例転入を除く) [外国籍の方]引越した方全員の在留カード等(みなしを含む)
	国外から帰国したとき	帰国後、住み始めた日から14日以内	[日本国籍の方]パスポート・戸籍謄本の写し [外国籍の方]在留カード等(みなしを含む)・パスポート
転出届	江東区から他の区市町村に住所を移すとき	住み始める日の14日前から	国民健康保険証・高齢受給者証・④・⑤医療証・後期高齢者医療被保険者証など
	国外へ1年以上行くとき	出国予定日の14日前から当日まで	*外国籍の方は引越した方全員の在留カード等(みなしを含む)
転居届	江東区内で住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯を分離・合併・変更したとき	変更のあった日から14日以内(原則、変更日は届出日)	

※窓口にお越しになる方は、有効期限内の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード等)をお持ちください。
※住所異動する方全員分の通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。(国外にいて受け取っていない方などは不要)
※手続きできる方は原則として世帯主、本人、同一世帯の方です。それ以外の方は委任状が必要です。
※江東区内の引越しに親・夫婦・兄弟以外の方が住民登録している場合はその方の申述書が必要です。
※委任状・申述書は区ホームページから入手できます。
※外国籍の方は手続き内容により世帯主との続柄を証明する書類(結婚証明書、出生証明書等の公的機関が発行した書類および外国語の書類の場合は翻訳者氏名記載の訳文)が必要になる場合があります。
※詳細は区ホームページをご覧ください。
※住所異動の届出とともに必要な手続きについては、担当課に事前に確認してください。

表3 区役所・出張所等の問い合わせ先

所在地	電話
区民課住民記録係(区役所2階3番)	☎3647-3162 FAX3647-9206
白河出張所(白河1-3-28深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316 FAX6228-2837
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1カメリアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355

マイナンバーの通知カード 平成29年4月から平成30年3月末までの返戻分を廃棄

新たにマイナンバーが付番された方や、通知カードの再交付申請をされた方には、本人宛の簡易書留(転送不要)で通知カードを発送しています。平成29年4月から平成30年3月末までに受け取られずに区へ返送された通知カードは3月末で廃棄します(平成29年3月までに返送されたものは廃棄済)。廃棄後に通知カードが必要になった場合

介護保険料の納付をお忘れなく 皆さんで支える介護保険制度

介護保険料は、皆さんが要支援・要介護状態になった時に利用する介護(予防)サービスの給付に充てられる貴重な財源となっています。保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて介護サービスを利用する際に利用者負担が3割(一定以上所得のある方は4割)に引き上げられ、高額介護サービス費が支給されなくなる給付制限の措置がとられる場合があります。

「納め忘れにご注意を」
年金受給額が年間18万円以上の方は原則として特別徴収(年金からの差引き)による納付となりますが、江東区に転入された方や65歳を迎えた方は、それより半年から1年程度は普通徴収(納付書または口座振替払い)による納付となります。また、特別徴収の方でも、6月の住民税の確定後に所得額や世帯の

課税状況に変更があり、年間保険料も変更になった場合、普通徴収による納付が発生することがあります。普通徴収分の保険料の納め忘れにご注意ください。「未納の保険料がある方はご相談を」
納付が困難な場合は、分割して納付する方法もありますので、ご相談ください。
「普通徴収(納付書払い)の方は便利な口座振替で」
普通徴収(納付書払い)の方を対象に、介護保険料を指定口座から、毎月末(金融機関の休業の場合は翌営業日)に引落しする口座振替サービスを実施しています。
ご希望の方には申請書をお送りしますので、ご連絡ください。
☎(3647)9493
FAX(3647)9466